

アクセス権について

2002.9.5.

朝日放送・上原伸一

## &lt;WIPOにおける“暗号解除権”議論&gt;

## ○“放送機関の保護の新条約”……暗号解除権の問題

- 5 政府提案中、スイス、アルゼンチン、ウルグアイは暗号解除権導入。  
 日本は、技術的手段に関する義務で保護するかどうか更に検討。  
 (スイス、アルゼンチンは技術的手段に関する義務でも保護)  
 EUは導入せず。



○昨年までは、放送の実情に理解を示しながらも、理論的な問題の指摘が中心



○今年5月SCCR7では、実情に鑑み、保護を与える方向に

- (i) 差し止め請求も出来る排他的許諾権として暗号解除権を付与。  
 (ii) 技術的手段に関する義務に、特に、「暗号化された放送信号を許諾なく暗号解除することに対する法的対応」を付け加える。

\*スイス提案 第6条「放送機関は、暗号化された放送の暗号解除を許諾する排他的権利を有する。」

第14条「締約国は、構成部分やデータ処理プログラムが、暗号化された放送の詐欺的暗号解除に役立つ、またはそうした目的に使用される装置の製造、輸入、輸出、輸送、販売、取り付けを禁止し、これらに対し有効な法的救済手段を講じなければならない。」



○放送新条約に、(i) が導入された場合→アクセス権の導入  
 (ii) が導入された場合→アクセス制御の導入



○他権利者からも“アクセス権”へのアプローチ

## &lt;アクセス権への流れ&gt;

○印刷技術の発達による“著作権”-著作権制度の登場

媒体を通して或いは媒体に載せる行為に許諾権を与える。



○新しい媒体の誕生に合わせて、新しい権利、新しい保護の対象を創出

理由 (a) スタート時点の事情

(b) 公衆が著作物を楽しむ事を直接制御する事は不可能だった



○様々な媒体、新しい保護対象が次々と出て来た為、新しい権利の創出での対応が困難に→“公衆が著作物を楽しむ”には、著作物にアクセスする事が必要→アクセス制御、アクセス権の考え方(技術的可能性の出現)

\*WCT、WPPTにおける「技術的手段に関する義務」「権利管理情報に関する義務」は新たな保護の導入→許諾権を保護する手段を保護。

\*WCT公衆伝達権、WPPT利用可能化権はアクセス権への第一歩。



著作権制度における“保護”の分岐点か？

## 条約提案比較表

	放送前信号	Unfixed broadcasting						Fixed broadcasting					技術的保護手段		権利管理情報
		再放送権	公衆伝達権	有線放送権	固定権	利用可能化権	暗号解除権	複製権	譲渡権	商業的貸与権	利用可能化権	公衆伝達権	暗号解読条項		
日本	— (更に検討)	○ (更に検討)	○ (更に検討)	○ (更に検討)	○	○	×	○	— (更に検討)	— (更に検討)	○	×	○	— (更に検討)	○
スイス	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○
アルゼンチン	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
EU	△	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○	×	○
ウルグアイ	○	○	○ (EU型)	○ (Retransmissionに含む)	○	×	○	○	○	×	○	○	○	—	○
IU	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民放連	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
ローマ条約	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
TRIPS	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
日本法	×	○ (1970)	○ (1970)	○ (1970)	○ (1970)	○ (2002)	×	○ (1970)	×	×	×	×	○ (1999)	×	○ (1999)

(参考)

CRP/SCCR/7/1 Rev.2

WIPO

STANDING COMMITTEE ON COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS

Seventh Session

May 13 to 17, 2002

*Protection of the Right of Broadcasting Organizations*

OBJECT

RIGHTS/RESTRICTED ACTS

- |   |  |
|---|--|
| 1) "Traditional" transmission over the air for direct reception by the general public<br>(伝統的な無線放送) | 1) Fixation (固定)   |
| 2) Cable originated transmission of program-carrying signals<br>(伝統的な有線放送)                          | 2) Reproduction of fixations (複製)  |
| 3) Pre-broadcast signals<br>(放送前信号)   | 3) Distribution of fixations (頒布)  |
| 4) Simultaneous real-time streaming of 1) and/or 2)<br>(放送/有線放送の同時の real-time streaming)            | 4) Decryption of encrypted broadcasts<br>(暗号解除)                                  |
| 5) Internet originated real-time streaming<br>(インターネット上の real-time streaming)                       | 5) Rebroadcasting (再放送)  |
|   | 6) Cable retransmission<br>(有線再送信)   |
|   | 7) Retransmission over the Internet<br>(インターネット再送信)                              |
|   | 8) Making available fixed broadcasts<br>(固定物の利用可能化)                              |
|   | 9) Rental of fixations<br>(貸与)   |
|   | 10) Communication to the public (in places accessible to the public)<br>(公衆への伝達) |